



政令市初！ ひとり親家庭等を対象に家庭教師を派遣する学習支援がスタートします！

「ひとり親家庭等学習支援事業」及び「ひとり親家庭等訪問相談事業」の実施について

本市は、ひとり親家庭等が対象となる児童扶養手当の受給者の割合が、首都圏の政令市で最も高く、ひとり親家庭等への自立支援や学習支援などが喫緊の課題となっていることから、政令市では初めてとなる「ひとり親家庭等の中学生」を対象とした家庭教師の派遣事業をスタートするとともに、保護者に対しても、ひとり親家庭への支援を専門とする相談員が訪問して相談に応じる事業を実施しますのでお知らせします。

家庭教師の派遣(ひとり親家庭等学習支援事業)

- 対象者 : 高等学校等への進学を希望する児童扶養手当受給世帯等の中学生
実施回数 : 32回(8月～3月の期間で月4回程度、1回90分)
定員 : 100人(中学3年生、欠席日数の多い生徒等を優先)
内容 : 子どもの基本的な生活習慣の習得、学習習慣の定着、苦手科目の克服等を目的に大学生等の家庭教師を派遣し、希望の2科目を中心に指導します。
委託先 : 株式会社トライグループ

相談員の派遣(ひとり親家庭等訪問相談事業)

- 対象者 : ひとり親家庭等学習支援事業の対象となった中学生の保護者等
実施回数 : 1回(90分)
内容 : 保護者の自立の促進や生活の向上を目的に、キャリアアップ等の就労支援、家計管理、子どものしつけ・進路、恋愛・結婚等の様々な相談に応じます。
委託先 : 一般社団法人日本シングルマザー支援協会

申込状況

- 応募者 : 180人
ひとり親家庭等学習支援事業受講決定者 : 100人
うちひとり親家庭等訪問相談事業希望者 : 62人

問い合わせ先
こども家庭課
電話 042-769-8232